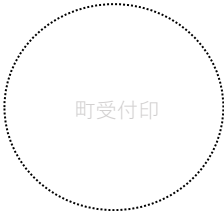


変更用

宇多津町教育・保育給付認定変更申請書



宇多津町長 殿

次のとおり、教育・保育給付認定を変更したいので、申請します。
※認定の事務に必要な世帯情報及び市町村民税の情報の調査や閲覧をすること、
また、それらに基づき決定した利用者負担額を(保育料等)を施設に提示することに同意します。

年 月 日

申請者 氏名(続柄)
連絡先 ()

●対象児童

児童	氏名	生年月日	住所	利用施設名 又は 第1希望施設名	状況
	(男・女)	平成 年 月 日		保育所・幼稚園・認定こども園	利用中 申請中
	(男・女)	平成 年 月 日		保育所・幼稚園・認定こども園	利用中 申請中
	(男・女)	平成 年 月 日		保育所・幼稚園・認定こども園	利用中 申請中

次の変更する項目に☑をつけ、必要事項を記入してください。

●世帯状況の変更

世帯構成員	変更事項				
	【世帯構成員】 ☐ 増 ☐ 減				
	【増減理由】 ☐ 転居(祖父母等と別居・同居) ☐ 婚姻 ☐ 離婚 ☐ その他()				
	※上記に☑し、下記に現在の世帯状況を記入してください。				
	氏名	続柄	生年月日	勤務先・学校等	住所
			昭和 平成 年 月 日		☐ 対象児童と同住所
			昭和 平成 年 月 日		☐ 対象児童と同住所
			昭和 平成 年 月 日		☐ 対象児童と同住所
			昭和 平成 年 月 日		☐ 対象児童と同住所
			昭和 平成 年 月 日		☐ 対象児童と同住所
障害者手帳の取得の有無		☐ 無 ☐ 有(年 月 日から適用[該当者氏名:])			
ひとり親家庭等医療証の取得の有無		☐ 無 ☐ 有(年 月 日から適用) ☐ 申請中			
生活保護適用の有無		☐ 無 ☐ 有(年 月 日から適用)			

●保育状況の変更

施設利用希望期間	年 月 から ※変更希望月の前月20日までに提出が必要です。			
状況の変更があった者	☐ 父 ☐ 母 ☐ その他()			
保育の必要量の変更	☐ 保育標準時間→保育短時間に変更 ☐ 保育短時間→保育標準時間に変更			
保育を必要とする事由の変更(変更後の事由に☑をつけてください。)				
☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 親族の介護・看護 ☐ 災害復旧				
☐ 求職活動(前職離職年月日: 年 月 日) ☐ 就学 ☐ DV・虐待				
☐ 育児休業による既に利用している児童の継続利用 ☐ その他()				
具体的な状況(通勤時間等、添付書類に記載のない状況)				
町記載欄	認定番号	学年齢	認定区分	選考指数
		歳児	1号・2号・3号	点
	入所施設名		保育必要量	☐ 受付管理
			標準時間・短時間	☐ AD-Ⅱ入力 ☐ 通知

申請書の記入上の注意

- ◆本書は、幼稚園、保育所(園)、認定こども園すべて共通です。
- ◆入所している児童が2人以上いる場合は、すべての児童の状況を本書に記入してください。
- ◆20日までに提出があったものについて、翌月1日から適用します。
- ◆変更内容が分かるもの（就労証明書等）を併せて提出してください。

【変更申請が必要な事例】

- (1) 育児休業復帰1ヵ月前に入所しており、予定通り1ヵ月後に職場復帰した場合
⇒ 両親ともに月平均就労時間が120時間を超える場合は、短時間から標準時間に変更可能です。
 - (2) 就労状況の変更(フルタイム⇄パートタイム 等)があった場合
⇒ 両親ともに月平均就労時間が120時間を超える場合は標準時間に、そうでない場合は短時間になります。
 - (3) 離婚により、ひとり親世帯となった場合
⇒ 保育料が変更する場合があります。ただし、離婚後も同一住所で生活している場合は変更できません。
 - (4) 祖父母等親族と生計を一にすることとなった、または生計を別にする事となった場合
⇒ 保育料が変更する場合があります。
- ※ その他保育が必要な理由等に変更があった場合等、手続きや不明点については保健福祉課にお問い合わせください。

●保育の必要性の認定基準表

保育を必要とする事由	詳細	保育必要量	利用可能期間	必要書類
就労 (予定)	月120時間以上の就労	標準時間	就労している期間	就労証明書
	月48時間以上120時間未満の就労	短時間		
妊娠・出産	妊娠・出産のため、保育ができない	標準時間	出産予定日の8週間前の日が属する月の初日から出産後8週を経過する日が属する月の末日まで	母子健康手帳 ※表紙と分娩予定日が分かるページの写し
疾病・障がい	疾病・傷病による入院や療養、各種障害者手帳を保有する障害者等	状況による	証明書等の期間の開始月の初日から期間を経過する日が属する月の末日まで	医療機関等証明書 障害者手帳の写し等
親族の介護・看護	親族の介護・看護のため、保育ができない(病院付き添い、自宅療養等)	状況による	証明書等の期間の開始月の初日から期間を経過する日が属する月の末日まで	申出書 及び 医療機関等証明書 障害者手帳の写し等
災害復旧	災害復旧活動のため、保育ができない	標準時間	必要な期間	申出書
求職活動 (起業準備)	求職活動(起業準備)により、日中の外出を常態とするため、保育ができない	短時間	入所日から3か月を経過する日が属する月の末日まで	申出書 及び 職安証明書等
就学・技能習得等	就学・技能習得等(職業訓練を含む。)のため、保育ができない	状況による	就学等の期間	申出書 及び 在学証明書 及び 時間割表等
DV・虐待	DV等からの避難のため、保育ができない	標準時間	必要な期間	事実を証明できる書類
育児休業取得時の 継続利用	育児休業取得時に既に利用している児童の継続利用が必要	短時間	育児休業終了日が属する月の末日まで	就労証明書

※ 上記のほか、保護者の状況に合わせた書類や、兄弟姉妹の在園証明などをお願いする場合があります。

問い合わせ先

〒769-0292

- 香川県綾歌郡宇多津町1881番地 宇多津町役場
- (1) 教育認定(1号認定)について ⇒ 教育委員会 学校教育課(北館2階) ☎ 0877-49-8007
- (2) 保育認定(2,3号認定)について ⇒ 保健福祉課(本館1階) ☎ 0877-49-8003